

### 高等学校における入試選抜システムに関する 社会学的分析：韓国と日本における学校群 制度を事例として

金, 秀妍

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of  
graduate studies

(巻 / Volume)

70

(開始ページ / Start Page)

83

(終了ページ / End Page)

97

(発行年 / Year)

2013-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008637>

# 高等学校における入試選抜システムに関する社会学的分析 —韓国と日本における学校群制度を事例として

社会学研究科 社会学専攻

国際日本学インスティテュート

博士後期課程3年 金 秀 妍

## はじめに

本論の目的は、韓国と日本（東京に限定、以下同様）両国の教育基本法に記載された教育に関する基本方針を追認し、その方針が高校入試選抜システムといかなる関係があるのか、そのことを明らかにし、高校入試の問題の所在を検討することである。そのために、かつて東京で実施された高校入試選抜システムとしての学校群制度の導入、及び、その制度の生成、変容の過程について考察する。そして、学校群制度（韓国では「高等学校選抜考査抽選配定制度」と呼称）を導入しなければならなかった両国の歴史的、社会的必然性についても言及する。さらに、東京において、ある一時期を画した学校群制度がもたらした一定の成果と矛盾点、つまり、その制度の功罪について考察する。

韓国と日本が模索した入試選抜システムの問題を見極めることは、単に過去の制度を批判的に検討するだけにとどまらない。変化を遂げる東京における高校入試選抜システム問題は、韓国の高校入試と教育の在り方を考えるひとつの大きな指標に成り得るだろう。入試選抜システムが抱える諸問題はいつの時代にあっても現在の教育問題に他ならない。

## 第1章 韓日両国における競争的選抜制度と平等理念

現代社会における学校教育は、社会の階層構造の形成と密接不可分な関係を形成している。学校での教育活動は、諸個人の将来の人生における社会的・経済的地位を大きく規定するための教育的基盤を用意する。たとえば分かりやすい例として学歴について考えてみよう。おそらく、この用語は学校歴、つまり、どのような学校を卒業したかを意味し、いったい何の学問をどのように学んだかという学問歴を含蓄してはいないであろう。封建的な身分社会と異なり、現代社会において、人々の能力はもっぱら学歴によって評価され、その後の生き方に大きな影響を及ぼす。言い換えれば、身分社会の崩壊は、新たな学歴という身分社会へと転化したのであって、そういった意味での身分が現在、なお歴然として存在していることを意味しているのである。そして、その学歴を獲得するために、過剰な競争が生み出され、受験戦争と命名されるような進学競争が大きな社会問題となっているのである。学歴の最終到達地点は大学（大学院を含む）に他ならない。それゆえ、高校入試選抜システム（以下、入試選抜システムと略す）が大学入試選抜と連動するかたちで、人々に強い興味を抱かざるを得ないわけである。つまり、高校生（受験生）はどのように大学に選抜されるのかという問題に親子共々関心が集中するわけである。もちろん、このような人々の教育への強い関心には、教育の大衆化が背景に存在していることはいうまでもない。しかし、教育の大衆化は、つねに教育の機会均等化を軸に展開しながら、同時に競争原理と鋭く対立してきた。この矛盾をなんらかの方法で是正することが戦後いつの時代にあっても、つねに大きな教育的課題であったのである。

戦後70年を迎えようとする今日、日本の教育改革の歴史を振りかえれば、教育改革論議の中心には一貫して競争的な入試選抜制度が、平等主義と能力主義と絡むかたちで対立していた。入試選抜システムは多様で複雑な仕組みを作り出し、変容を遂げてきたのである。

入試選抜システムの構造的変化は、歴史的・社会的・文化的背景が異なり、さらに、国民性が異なる国々においても、多くの課題を抱えているはずである。韓国もその例外ではない。とりわけ、韓国と日本の首都にお

ける高校入試選抜問題は共通の問題系を有している。韓国における入試選抜については後述する。まず、最初に日本の入試選抜制度から検討しておこう。日本は韓国に先立ってドラスティックな教育改革を行った。その改革というのは1967年、首都東京における学校群制度の導入に他ならない。学校群制度とは、学区内にいくつかの学校群を設定し、学区内の学力格差が平均になるように合格者を振り分ける方法である。学校群制度は、異常に加熱した公立名門高校（東京に限定すれば日比谷、西、戸山、新宿等の高校を代表とする）への入学をめぐって受験競争が社会問題化したことを背景に、学校間格差をなくすことを目標に導入された入試方法である。

一方、韓国においても、序列化された高校間格差を解消するとともに、熾烈な競争を緩和することを目的として、1974年に東京都の学校群制度を模倣し<sup>1</sup>、ソウルと大都市部分を中心に高等学校選抜考査抽選配定制度（以下「高校平準化政策」と呼称する）を導入した。韓国における高校平準化政策は、国公立高校を含めて、私立高校も改革の対象にしていた点が、東京の学校群制度と決定的に異なっている。

韓国、日本ともに、過剰な「受験戦争」を緩和するために、学校群制度を導入したことで、一見、問題は解決したようにみえた。しかし、表面だけの改革は、新たな不平等を産み出す可能性が高いことを忘れてはなるまい。すなわち、教育改革において、「教育の機会平等化」の原則が制度として実現しようとする、その実態においては、予測しない現象が浮上し、意図しない新たな不平等を生み出す結果となりうる。

## 第2章 韓日両国の教育制度における新たな視点

いうまでもなく、国家の首都は、文化面はともかく、政治、経済の中心である。教育もその例外ではない。日本の首都東京に位置する東京大学、韓国ソウルに位置するソウル大学はその大学名からも分かるように首都の名称が冠されている。これらの大学を頂点として様々な大学が序列化され、それぞれの国の知のシフトを形成している。さらに言えば、これらの大学は国家にとって有用な人材を養成する学問・教育研究機関であり、その国の大学の頂点に位置している。そのため、とりわけ首都にある高等学校の在り方も先の二つの大学に進学する学生数の多寡によって序列化され、ひいては中学校や小学校に至るまで同じように序列化され、エリート養成のヒエラルヒーを構成してきたのである。首都に存在する高等学校の入試選抜システムの在り方が先の大学のみならず、首都に存在する有名大学への進学と密接不可分の関係にあるとすれば、高等学校は、どのような入試選抜システムを採用するのか、という問題は受験生とその保護者にとって焦眉の課題であろう。

本稿では、今はもう廃止されたが、かつて東京で実施された学校群制度の特質を再考し、今日的視点から相対化することで、当時の入試システムが抱えていた諸問題を明らかにする。と同時に、この作業を通じて、韓日両国の学歴社会が抱えていた問題点を解明し、そのうえで、韓国における今後の入試選抜システムの在り様を展望する。

両国が実施した高校入試選抜制度、つまり学校群制度を比較するためには、まず、最初に両国の教育の「平等」に対する基本的方針及び諸特徴を検討する必要がある。というのも、現代社会において、社会的立場の移動の機会が「学歴」によって大きく決定されるとすれば、その「学歴取得」の機会がいかに「平等」であるのか、また、選抜システムはいかに「平等」であるのかを問わなければならないからである。別言すれば、選抜システムを支える「平等」という観点から個人の能力を把握した場合、両国においてどのような差異を持つかが、両国の選抜システムを比較するのにあたって重要なポイントになるのである。

最初に、両国の教育制度の根幹をなしている教育関係の法律から「平等」の理念を抽出し、その相違と特徴を検討していこう。なお「平等」理念をより明らかにするために、両国がどのような制度を模索し、具体的に制度化しているかについても検討する。日本の教育基本法は、憲法で定めている民主的で文化的な国家社会の建設及び個性豊かな人間育成を、教育の力によって実現するために、1947年3月に制定された法律である。

1 韓国の「高校平準化政策」は、軍事独裁政権のもとで立案され、その過程において実際、東京の「学校群制度」が参考事例となっていた。「参考資料」文教部発行、1973年2月、p 16（金志英、2011年、東京大学大学院教育学研究科紀要、再引用。）

教育基本法は、教育について具体的な規定を定めたものではないが、教育にかかわる基本精神及び基本方針を示している法である。

教育基本法は<sup>2</sup>、以下に述べるように「平等」理念に基づきいくつかの事項を明示している。

#### 第4条（教育の機会均等）

- 1、すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。（中略）
- 3、国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

上記の教育基本法第4条の1、3の中心をなすものは、平等という用語こそ明記してはいないが、「差別されない」という「教育の機会均等」（equality of chances）の原則には平等主義が謳われているとみてよい。教育基本法の条文には、〈すべての国民を対象とし、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける機会を与える〉、〈諸条件によって教育上差別しない〉、〈普通教育の義務〉、〈奨学制度〉、〈義務教育の機会保障〉、〈授業料の無償〉といった平等理念に基づく教育機会の均等化を主張しているのである。さらに、経済的不平等によって教育の機会均等を喪失することを防ぐ意味で「奨学」の措置の必要性を明記し、「経済的地位」が付け加えられたことも注目すべき点であろう。すなわち、単なる形式的な「教育の機会均等」の保障だけではなく、社会的・経済的といった外的条件を可能な限り重視・尊重していこうという姿勢が見られ、実質的な機会の均等の原則を規定しているのである。

これらの義務教育と教育の機会拡大によって、進学による不均衡・不平等は著しく減少し、現在では、だれでもが高校レベルまでは進学できるようになった。しかし、これは完全な教育上の平等を意味しているのではないことを指摘しておかなければならない。同法4条一項の前段部分で述べているように、「その能力に応じて」という記述が、それを裏付けている。つまり、能力主義の考え方が隠れた形で明示されているのである。教育上の平等は、あくまでも「機会の均等化」であって、それ以外のいわば個人の知的能力の差異によって、生じる不平等を正当化しているのである。このことは、日本の教育基本法の掲げる「平等」理念が外的条件による「教育を受ける機会」を保障することを基本方針としながら、しかし、その一方では、明らかに能力主義を反映しているのであって、成嶋隆が正しく指摘したように、「今日の教育法における能力主義の観念は、各人が、能力に応じて、多様な教育機会を自由に選択し、その結果については自己責任を負うという建前になっているが、そこでの選択＝競争の自由は、現実には条件の格差という不平等のゆえに閉鎖的となっている教育機会を選択する自由でしかない」<sup>3</sup>のである。

ところが、教育基本法の表現から読み取れる能力主義を前提とした記述、たとえば、上記の「能力に応じた」という記述は、学校教育法及び関連規則には記されていないことに気づく。そのような疑問を持って日本の教育基本法をみた場合、競争に基づく能力主義への可能性は残されてはいるものの、その性格はきわめて消極的であり、積極的に取り入れていくような規定はあまり見当たらない。このような基本的な性格は、教育について具体的な規定を定めている学校教育法においても同様である。しかし、文部省が実施している「高等学校卒業程度認定試験」の制度が、ある意味において、能力主義的かつ、平等主義的な機能を果たしていると考えられる。この制度は、高等学校を卒業していない者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを認定する試験のことである。高認と呼ばれるこの制度は、大学への進学を考えている場合に当該本人が受ける可能性が高い。つまり、優秀な高校生がなんらかの理由で学業の途中で自主退学し、この試験に合格し、大学に合格・入学することもありうる。その意味で、この制度は飛び級に近い側面も

2 第一章 教育の目的及び理念（第一条―第四条）  
第二章 教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）  
第三章 教育行政（第十六条・十七条）  
第四章 法令の制定（第十八条）附則

3 川合章・室井力編『教育基本法 歴史と研究』―「教育の機会均等と学校教育」成嶋隆、新日本出版社、1998年、p.140。

有している。

しかし、この制度は、飛び級という能力主義を肯定する側面も有しているが、そのこととは別に、教育の機会均等を実践するための補完的措置として機能しているようにも思われるのである。

というのも学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項には「18歳の誕生日になるまで大学の受験資格がない」という旨の条件が記されており、例外を除いて満18歳になる年度まで大学に入学する事はできないことがそれを裏付けている<sup>4</sup>。

すなわち、経済的に困窮している者、父母、もしくはその一方がおらず、学費の工面が難しい者、何らかの事情で本人が高等学校に通学が出来ない者、あるいは通学を意識的に拒絶している者、身体的に通学が困難である者などが高校卒業の資格を取得したいと希望している者に対して適用されるからである。その意味でこの制度は、平等主義的な側面が強いといつてもよいのかも知れない。

すなわち、日本の教育基本法と学校教育法は、平等主義を第一義とし、経済的不平等による「教育の機会均等」を可能な限りなく是正していこうという考え方に基づいており、教育条件の整備を主要なものとしているといえるのである。

では、韓国の教育関連法について眼を向けると、日本のそれと、いったいどのような差異が認められるのだろうか。

韓国の教育基本法<sup>5</sup>は、第一章の総則（第一条—第十一条）、第二章の教育当事者（第十二条—第十七条）、第三章の教育の新興（第十七条の二項—第二十九条）から構成されており、日本の教育基本法と同様に、憲法が示す教育理念を発展させ、教育のあり方を明示した、いわゆる「教育上の基本法」として位置づけられる。韓国の教育基本法の中には、日本の教育基本法と共通する同一の規定が数多く確認することができるが、特に酷似しているのは、前段の条文である。以下、韓国の教育基本法の前段の条文を引用する。

#### 教育基本法<sup>6</sup>

第三条（学習権）すべての国民は、その生涯にわたって学習し、能力と適性に応じて教育を受ける権利がある。

#### 第四条（教育の機会均等）

1. すべての国民は、性別、宗教、信念、人種、社会的身分、経済的地位又は、身体的な条件などによって教育上差別されない。
2. 国家及び地方公共団体は、学習者が平等に教育を受けられるように、地域間の教員配置等、教育環境の格差を最小化する施策を行わなければならない。

上記の条文が示す通り、韓国の教育基本法においては、「機会均等」という用語もさることながら、日本の法規と異なり、「平等」という用語が明確に明示されている。つまり、「平等」原理に基づいた「教育の機会均等」の理念が強調されているのであって、日本の教育基本法とは用語上、若干の差異はあるものの、その差異は同様の傾向が見られると考えるわけにはいかない。微細な差異は実は大きな差異である。ところが、韓国の教育基本法において、韓国の学校教育の性格を規定する上できわめて重要な意味をもっているのは、以下の条文である。

第十九条（英才教育）国家及び地方公共団体は、学問・芸術又体育等の分野において特に優れた者に対してその教育に必要な施策を樹立・実施しなければならない。

4 文部科学省は、大学研究分野において特に優れた才能をもつ者に関しては、特例として大学入学を認めている。文部科学省ホームページ参照。

5 韓国の教育法は1949年12月31日に制定され、48年間施行されていたが、1997年12月13日、教育基本法に新しく改訂され、現在に至る。

6 国家法令情報センターより、筆者翻訳。

## 第二十八条 (奨学制度等)

1. 国家及び地方公共団体は、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学制度及び学費補助制度などの措置を講じ、実施しなければならない。
2. 国家は、次の各号の者に対して学費及びその他に必要な経費を全額又一部を補助することができる。
  - ① 教員養成教育を受けるもの
  - ② 国家が特に必要とする分野を国内外において専攻又研究するもの。(中略)

韓国の教育基本法は、上記に引用した条文を見れば分かるように、「英才教育」と「奨学制度」の規定を定めている点に大きな特徴がある。「英才教育」の規定は、能力のある者、特に優れた能力を持っている者に対して行う教育投資・支援制度である。しかし、この規定がいかにも能力主義的なものであり、さらにまた差別を正当化するイデオロギーとして機能しているかは、あらためていうまでもないだろう。もちろん、有能な人材を早期に選別するための「英才教育」に基づいた人材育成を志向する教育政策の実践は、韓国だけではなく、西欧諸国の国々においても認められる共通の傾向であろう。しかし、「英才教育」の問題点は、潜在的な才能または、顕在化された才能を先天的なものであるという固定的な考え方にある。このことは逆にいえば、能力の乏しい者や成績が悪い者、まだ才能が開花しない者に対しては、それに応じた適切な制度的支援を行う必要がないということの意味する。また、人間の知的能力は遺伝的なものに加え、後天的要素も不可欠であるという考え方に従えば、まだ、知的能力と才能が十分に発達していない幼児期に選別を行うことは、ある種の差別的な教育を支持することになる。しかし、人間の能力・才能の発展には、それぞれ個人差が存在するはずである。その才能の発達と可能性をもっぱら学力だけに基づいて評価するというすなわち、点数取りの評価方法によって判断し、優秀な成績イコール能力のある者であるとする考え方は、きわめて不当であり、「平等」主義と決定的に矛盾するといわねばならない。「英才教育」が批判される所以である。

「奨学制度」の規定は、経済的要因による「教育の機会」の不平等を「奨学制度の導入」によって解決する措置であるといつてよい。しかし、その記述内容を注意深く読むと、能力主義的な考え方が反映されていることに気付く。後段の「国家が必要とする分野を研究するもの」がそれである。人材開発、とくに国家間競争力に必要な人材育成政策の側面に大きな重点を置いているのがうかがえるのである。このような特性は、初中等教育法<sup>7</sup>においてより顕著に現われる。そのことを検証するために以下、関連する法規から引用し、さらに分析を続けよう。

## 初中等教育法 第四章 (学校)

## 第一節 統側

第二十六条 (学年制) ①生徒の進級及び卒業は学年制とする。

②第一項にもかかわらず、学校長は都道府県教育庁の承認を得て、学年制以外の制度を実施することができる。

第二十七条 (早期進級及び早期卒業等) ①初等学校・中学校・高等学校及びこれに準じる各学校の長は、優秀な才能をもつ者に対して第二十三条、第二十四条、第三十九条、第四十二条及び第四十六条の規定にかかわらず、授業年限の短縮(授業上の特例を含む)によって、早期進級及び早期卒業を可能とし、上級学校の早期入学のための資格を与えることができる。

②第一項の規定によって、上級学校へ早期入学の資格を付与され、上級学校に入学した場合には、早期卒業をしたことにする。

③第一項及び第二項の規定による、優秀な才能者の選別と早期進級、早期卒業及び上級学校へ早期入学の資格付与などに関する必要な事項は大統領令によって定める。

(以下略)

7 韓国の初中等教育法(1997年12月13日)は、教育基本法に基づき、学校の種類・設立・経営など初等学校・中学校・高等学校教育に関する具体的な規定を定めた法である。

上記の規定からも分かるように、同法が具体的に定めている、「早期進級」「早期卒業」の規定は、能力主義の原理を全面的・直接的に制度化したものであるとみてよいだろう。このことは、年功的な進級制度を基本としている日本の教育関連法に比較してみれば、その相違は明らかであろう。韓国の初中等教育法は、留年、留級などの規定は定めてはいない。しかし、それは成績の優秀な者、あるいは落ちこぼれという一切の差別から生徒を守ろうとする最小限の平等的措置を意味しているのではない。むしろ、能力主義に対する強い支持の結果が初中等教育法に表面的に現われたといえる。

日本の教育基本法は、「教育の機会均等」を基本方針としているが、それは必ずしも絶対的な平等を意味するのではなく、能力に応じた合理的な教育上の差別可能性を残した、いわゆる相対的な平等に他ならない。このような傾向は、韓国においても同様である。しかし、日本の場合、能力主義に対しては、きわめて消極的な考え方を示しており、それを具体的な制度として取り入れようとする規定は見当たらない。一方、韓国の教育基本法及び初中等教育法は、先にも述べたように、「平等」主義を基調としながらも、業績本位の能力主義の考え方を「英才教育」「早期入学」「早期卒業」のような規定を定めている。

つまり、韓国は、能力主義の方針を全面的・積極的に定めていることに大きな差異があるといえよう。韓国は能力主義を公然と認めることで、国家に有用な人材を早急に発掘し、将来、様々な分野での活躍を期待する強い政治的意図が見え隠れしている。そのことは韓国が少なくともアジアにおいて1等国、先進国を希求する国家意思を反映している証左に他ならない。そのこと自体は非難されるべきではないのかも知れない。しかし、繰り返しにはなるが、能力主義の尊重には負の側面があることは、いくら強調しても強調し過ぎることにはならないであろう。

### 第3章 韓国における平準化政策

解放直後、韓国の国民学校就学率は急速に上昇し、1950年代には、国民学校が義務化されることにより<sup>8</sup>、就学率はさらに上昇し続け、1950年後半の段階では国民学校就学率がすでに90%に達している。ただし、このような韓国における教育拡大は、政府の財政的支援によって可能となったものではない。当時の韓国は、政治的・社会的な混乱、および食糧不足など、多くの課題を抱えており、実際に義務教育を実施するための必要な財政は十分ではなかった。このような状況にもかかわらず、韓国が先進国に近い初等教育就学率を達成したのは、国民の側の教育に対する高い意識、また、その教育への熱意を実現するために、生徒や保護者側が学校運営における経済的費用を負担することによって可能となったのである。つまり、1950年～1960年代の韓国における教育拡大は、個人単位、すなわち個々の国民の教育熱と、その費用を国民側が大きく負担することによって実現されたものであり、国家（政府）主導による管理と統制は部分的なものにすぎなかった。しかし、1960年代における中・高校進学をめぐる、熾烈な受験競争が教育問題を超えて社会問題化したことを機会に、この時期から国家が強力な権力（Macht）を背景に、選抜制度改革に積極的に介入し、強い統制を行うことになった。

では、なぜ、韓国は、強力な国家権力を背景に、中等教育（高校も含む）における徹底した平準的措置をとったのであろうか。

解放後、まもなく朝鮮戦争が勃発し、社会的・経済的な混乱が続いた1950年代の韓国は、まさに貧困の国であった。しかし、1961年、軍事革命<sup>9</sup>によって大統領に就任した朴正熙政権によって、韓国は急速な経済発展を遂げることとなる。

ところが、一方で、1961年5・16軍事クーデターをきっかけに、社会全体に対する国家の強制的な管理・統制が強化されることになり、学校教育もその例外ではなかった。当時、軍事革命によって政権を掌握した朴

8 国民学校（初等学校）は、憲法（1948年）と教育法（1949年）の制定以来に、義務教育と規定され、1950年6月1日から実施された。

9 1961年5・16軍事クーデターを指す。

大統領にとって、経済発展は最優先すべき課題であり、最も重要な国家の目標であった。そのためには、クーデターによる社会的・政治的混乱を安定させ、教育を通じた国民意識を統制することが必要であった<sup>10</sup>。

朴政権は、当時の政治・経済・社会的悪条件の中で、経済的規模を拡大し、また、経済的発展の土台を作ることを目標に、軽工業を国家の根幹産業とする「第1次経済開発5年計画」<sup>11</sup>を発表した。この計画に基づいて、軽工業を根幹とする経済発展は、順調に成長することになる。一方、朴政権が掲げた「経済成長優先・後分配」というスローガンからもうかがえるように、当時、社会的・経済的資源分配への問題は後に回され、社会的不満が徐々に拡大していった。経済成長と資源分配の問題を同時に解決することが不可能な状況であった当時の韓国においては、(社会的経済的な基盤が不十分な状況において、成長と分配を同時に追求することは、現実的に不可能であることは数々の社会主義国家の失敗が証明している) そのような不満を押し切るまで、経済開発政策を続行するしかなかったのである。

このような国家主導による経済開発政策は、国内独占資本を拡大・強化する一方で、労働階級に対しては、賃金の引き上げや労働条件の改善などの労働運動を抑制するという二つの機能を作用する。1960年代以降、労働集約型を基盤とした輸出産業を育てる過程のなかで、韓国政府は企業の利益をより多く創出するために、労働者に対しては低賃金政策を履行し続けていた。実際、1962年から1966年における労働生産性の上昇率は8.5%であり、1967年から1971年における労働生産性は17.3%まで上昇したことに對して、労働者の実質賃金の上昇率は5.2%に過ぎなかったことがそれを裏付けている<sup>12</sup>。当時、韓国社会における労働階層と支配階層との所得分配の不均等問題は、きわめて大きかったことがうかがえる。

しかし、中等教育の入試改革が行われた1970年代には、ある程度の経済的基盤が整い、高度経済成長を目標に、「第2, 3次経済開発5年計画」を発表するとともに、軽工業から重化学工業へと産業構造が転換する時期であった。このような状況において、中等教育の入試制度と学校体系の改革による教育機会の形式的平等化は、当時の朴政権にとってきわめてわずかなコストで、そして経済開発という最優先課題を履行しうる分配の平等化政策だったのである<sup>13</sup>。また、軽工業から重化学・電子機械工業へとシフト・チェンジするなか、それに必要な労働力を育てるためには、高度の技能教育を行なう、つまり専門的な実業教育を担当する高校教育における改革は、もっとも切実かつ急務な課題であった。しかし、当時、伝統的な儒教教育思想に基づく人文重視教育観は、入試競争を助長するとともに、実業教育を低下させ、結果、経済発展にも大きな損失を与えたのである。さらにまた、ソウルと大都市を中心に経済開発政策を行なったために、とくにソウルが奇形的に成長・膨張し、地域間の経済的な格差はますます大きくなった。

すでに述べてきたように、1970年代における「高校平準化」政策は、高等学校間の格差を是正し、入試競争を緩和することを目的に行なわれた選抜制度の改革であった。しかし、そこには、これまで後回しにされていた「分配」への社会的な不満を、教育を通じて機会の形式的な分配によって解決しようとする政府の意図があったといわなければなるまい<sup>14</sup>。すなわち、親の経済的差異による教育機会を是正し、社会・経済的地位への配分を能力のあるものに解放・保証するという形式的な平等主義理念を示すことで国民の不満を解消しようとしたのである。さらにいえば、学校外授業による家庭の経済的負担を縮小させ、国民生活を安定させることで国家的な損失も縮小することが目指されていたといえよう。なお、大都市への人口集中を抑制し、地域の均等な発展を遂げ、教育格差をなくすことなど、これらの問題を解決するためにも、中等教育における入試制度の改革は必要であったと考えられる。

こうした問題への解決のために文教部は「高校平準化」政策というドラスティックな改革を推し進めたのである。

「高校平準化政策」は、それぞれ学校単位で行なっていた入学選抜試験を廃止し、まず「連合考査」という

10 この時期、学校では、反共産主義教育及びセマウル運動(新しい街作り)などといった国民教育が行なわれた。

11 1962年から1966年まで実施。経済的悪循環を是正し、自律型経済を達成することを目標に、制度的基盤を整える時期。

12 정영수 「韓国教育政策の理念：国家発展と教育Ⅱ」韓国教育開発院、1986年、p. 43。

13 有田伸 『韓国の教育と社会階層－「学歴社会」への実証的アプローチ』、東京大学出版会、2006年。

14 有田伸、前掲書、p. 90。

一括試験を行い、その試験の結果に基づいて進学者を査定する方法である。その後、選抜試験に合格した者を学区内に設定した「学校群」に抽選で振り分けるといふものである。韓国における「高校平準化政策」は、日本の学校群制度と似通っているが、国公立高校を含めて、私立高校も改革の対象にしていた点が、日本と決定的に異なっている。

しかし、大学受験にむけて競争が激しい人文系高校のみが適用され、一方、実業系高校は、学校群を別途に設定せず、自由に志願できるように対象外とした。このラディカル的な措置により、従来一流・名門高校と呼ばれた学校は、各学校群に分散され、学校側の選抜権は完全に奪われ、その結果として、高校進学希望者及び保護者の学校選択権も奪われることとなった。

## 第4章 『再生産論』から見た両国の選抜システム

P.ブルデューは『再生産』<sup>15</sup>において、社会構造が産み出す経済的・社会的「不平等」や「格差」の問題は、教育システムと深く結びつき、教育システムを通して階層構造の不平等を再生産していることを明らかにし、その再生産のメカニズムを解明した。

問題は、高校への進学は、そこでの学習が単なる知識の習得に留まらず、そして大学進学を目標にするだけでなく、高校生が体育の授業や各種の行事に参加することに代表されるように規律訓練（M. フーコー）によって他者との同調行動をなす身体を獲得を目指しているということであろう。高校教育は近い将来、社会で労働する身体、協調性のある身体に変貌を遂げることを目指す準備段階なのである。まさに「教育」は学生に知識を「教え」、体躯を「育てる」ことで学生から一般社会人に生成することを目的としているのである。その意味で、学校社会は一般社会の様々なシミュレーションの場に他ならない。ここでは詳しい分析は行わないが、高校教育には普通教育とは別に、商業、工業、農業等を専門的に指導・教授する、いわゆる職業教育の高校も存在し、ブルーカラー養成の教育機関として社会的に存在価値があることだけは指摘しておきたい。

しかしながら、高度な資本主義社会の生産システムが拡大再生産によって利潤の獲得を第一の目的とし、かつての階級社会、今日用語でいえば格差社会を生成していく限り、語の厳密な意味での人々の平等はありえない。旧ソビエトに代表される社会主義国家における共産主義の実験が失敗に終わったことで、そのことはすでに明らかであろう。歴史が証明している。したがって、学校群選抜という入試システムも一見すると平等主義であるかのように思われるが、実際は、表層的な解決策にしか過ぎないのである。

自由と平等は封建社会を批判・打倒する政治的スローガンたり得ても、資本主義社会においては相矛盾する概念なのである。人びとを自由にするならば、平等は実現できない。一方、平等を目指すならば自由は制限せざるを得ないわけである。ならば、学校群選抜という入試システムはまったく無効・無価値なのであるか。そのことを事例に即しながら、P.ブルデューいうところの「再生産論」に依拠しつつ、検討する。

韓国の学校制度は、日本とは異なって、国家の教育方針に基づき、論理的構造からみれば、小学校から中学校に至るまで、偏差値による学校間格差は一切存在しない。

一方、日本の場合は、小学校→中学校→高校→大学まで、多様化された学校が存在しており、各上級学校に進学するためには、きびしい入学試験に合格しなければならない。さらに、これらの学校は、偏差値という可視的な評価基準によって明確に序列化されている。

ではここで本論の課題である高校の問題に眼を転じてみよう。韓国ではソウルやソウル以外の主要大都市の高校では「高校平準化」政策を適用している。しかし、それ以外の地域においては、この政策を採用していない高校も存在する。さらに注目すべきは、韓国の場合、私立（特殊目的学校・自律型私立学校を除く）学校はその経営・運営において、国家の財政支援を受けており、そのため、教育課程の編成及び学費制定においても国家が定める法的規定にしたがって運営しなければならない。つまり、韓国の私立学校は、実際には、準公立的な性格を有しているのである。それゆえ、日本の私立学校をめぐる競争的な入学試験も、ひいては公立と私

15 P.ブルデュー『再生産』、宮島喬訳、藤原書店、1991年。

立の明確な序列関係も存在しないわけである。

この点から見れば、韓国の「高校平準化」政策は、ブルデューのいう「学校的な選別は、技術的選別という見かけの下に社会的選別をおおい隠し、社会的ヒエラルヒーを学校的な序列に変形することで社会諸ヒエラルヒーの再生産を正当化する」という論理に一部、寄与しているとは思えない。さらに、ブルデューの言うところの「自己排除」、つまり、試験でふるわれる前にすでに学生自らが大学受験をあきらめる、もしくは進路を変更することも数値的にはきわめて少ないとはいえ存在することは指摘しておきたい。

従って、『再生産論』の中心は社会の軸を構成するエリート集団の形成過程に注目すべきであろう。公立高校の「平準化政策」と「英才教育」は矛盾するが、まさにこの「英才教育」の実践こそが韓国のエリート集団形成の再生産機能を確実に担っているのである。

韓国の「平準化政策」は、一応、形式的に学校間ヒエラルヒーを是正することを目指し、その格差がもたらす教育的不平等が、社会に表面的な形で現れないように、強く規制しているにすぎない政策なのである。

韓国と日本の学校教育とそのシステムにおいて、以上のような構造的な相違を理解した上で、両国が導入した学校群制度が、ある特定社会階層の「再生産」に寄与しているという側面を実際に検討していきたい。

両国において、学校群制度のもっとも中心的な狙いは、序列化された学校間格差をなくし、一流高校をめぐる激しい受験競争を緩和、もしくはなくすことであった。では、現在、韓日両国において学校間格差は本当になくなったのだろうか。その問題について考えるために、東京大学とソウル大学へどのような学校が多くの合格者を排出したのか、過去のデータに基づきながら検証していきたい。

以下の図は、東京大学合格者数を高校別に表しているものである。

【図1】東京大学合格者出身校（上位20校）

順位	1964年	1979年	1989年
1	日 比 谷 181 人	○ 開 成 121 人	○ 開 成 167 人
2	西 127	○ 灘 114	△ 東 学 大 附 113
3	戸 山 110	△ 筑 大 駒 場 102	○ 灘 102
4	○ 麻 布 91	△ 東 学 大 附 102	○ 麻 布 94
5	△ 教 大 附 87	○ 麻 布 96	○ ラ・サール 92
6	新 宿 72	○ ラ・サール 96	△ 筑 大 駒 場 75
7	△ 教 大 駒 場 68	○ 武 蔵 87	△ 筑 大 附 66
8	○ 灘 66	△ 筑 大 附 63	○ 桐 蔭 65
9	小 石 川 63	浦 和 59	○ 武 蔵 63
10	○ 開 成 55	湘 南 58	○ 栄 光 62
11	浦 和 52	戸 山 55	浦 和 54
12	湘 南 50	○ 栄 光 54	千 葉 53
13	旭 丘 49	西 45	○ 桜 蔭 53
14	小 山 台 46	○ 甲 陽 43	○ 愛 光 47
15	○ 栄 光 45	富 士 40	○ 桐 朋 45
16	両 国 42	○ 桐 朋 40	○ 久 留 米 附 40
17	上 野 40	○ 駒 場 東 邦 35	○ 巢 鴨 39
18	○ ラ・サール 38	○ 久 留 米 附 34	○ 東 大 寺 39
19	△ 東 学 大 附 34	○ 広 島 学 院 33	○ 駒 場 東 邦 36
20	△ 広 大 附 34	国 立 32	○ 広 島 学 院 35

順位	1993年	2001年	2011年
1	○ 開 成 158 人	○ 開 成 176 人	○ 開 成 172 人
2	○ ラ・サール 101	筑大駒場 94	○ 灘 99
3	○ 灘 94	○ 灘 94	筑大駒場 98
4	東学大附 91	○ ラ・サール 87	○ 桜 蔭 75
5	○ 麻 布 84	○ 麻 布 73	○ 麻 布 70
6	○ 桐 蔭 73	○ 駒場東邦 68	○ 駒場東邦 64
7	筑大駒場 71	○ 桜 蔭 67	○ 栄 光 63
8	○ 巢 鴨 52	○ 海 城 62	○ 聖 光 学 院 60
9	○ 海 城 46	○ 巢 鴨 58	東学大附 58
10	○ 駒場東邦 45	○ 聖 光 学 院 48	○ 東 大 寺 43
11	○ 桐 朋 45	○ 桐 蔭 48	岡 崎 38
12	○ 栄 光 45	○ 洛 南 45	○ 久 留 米 附 36
13	○ 洛 南 45	○ 青 雲 44	筑 大 附 36
14	○ 千 葉 42	○ 桐 朋 37	○ 渋谷教育学園 34
15	○ 桜 蔭 42	○ 愛 光 34	○ 海 城 34
16	浦 和 41	土 浦 32	○ 桐 朋 32
17	○ 武 蔵 41	岡 崎 31	○ 浅 野 32
18	筑 大 附 40	○ 久 留 米 附 30	○ 女 子 学 院 32
19	○ 久 留 米 附 39	鶴 丸 29	浦 和 30
20	○ 聖 光 学 院 37	○ 東 海 27	○ 巢 鴨 30

注：○印＝私立，△印＝国立，無印＝公立，網かけ＝地方

出典：天野郁夫『日本の教育システム』（東京大学出版、1996年）、荻谷彦『大衆教育社会のゆくえ』（中公新書、1995年）

まず、東京においては、学校群制度が実施された前・後、及びその制度の廃止された後、この三つの段階に区別してその変化を追いながら検討してみよう。

学校群制度実施以前である1964年においては、都立日比谷、都立西、都立戸山の各高校につづいて、例えば、新宿、小石川、両国といった都立高校が圧倒的な比率で東大合格者を出していることを確認することができる。しかし、学校群制度実施以後の1979年段階では、都立日比谷高校はベスト10のランキングから完全に姿を消し、都立西、都立戸山は高いランク内には入ったものの、かつての勢いに比べて大幅な低下が見られる。一方、有名私立高校が、都立の進学高と入れ替わる形でかなりの上昇を示している。

学校群制度の導入により、公立高校をめぐる激烈な受験競争は、一応、緩和されたといえるだろう。しかし、東京大学への合格者数を指標にした有名公立高校の序列化は、入試選抜する学校側の権利を奪うことになった。結果として公立高校における選抜的機能は失われ、その位置づけも大きく変わり、選抜される受験生の学校選択権も制限されることになった。しかし、このような首都東京における高校入試選抜制度の新たな導入とはほとんど関係なく、東京大学を頂点とする日本の知のシフトを決定づける学歴社会の構造はいささかも揺らぐことはなかった。というのも、全国の国公立、私立の進学高から東大志願者が殺到するからである。その代り、社会的位置が圧倒的に高かった都立の進学高校の存在価値自体が揺らぐことになったのである。そして、その揺らぎは、公立離れの形で表面化し、有名私立学校ブームとして現れ始めたのである<sup>16</sup>。とりわけ、いわゆる有名大学に合格者を数多く輩出する学校や有名私立大学の付属高校、系列高校が人気を博すこととなった。要

16 天野郁夫『日本の教育システム—構造と変動』、東京大学出版会、1996年、p 286 参照。

するに、都立高校入試は公立、私立を問わず、東京大学への合格者数が大きな指標であったわけである。このように、学校群制度実施による私立高校ブームと公立高校離れといった現象は、少なくとも東京における大学進学地図を大きく塗り替え、その結果、さらなる教育の機会均等が問題になったのである。

学校群制度によってかつての一流公立高校はその影を落とし、学校間格差は平均化した。その意味では、ある程度の効果・効力があつたかもしれない。しかし、学校間格差をなくすことを目指した学校群制度が、その目的とは反対に、多くの受験者及び保護者が、学校選択において、都立高校のレベル低下を懸念し、都立高校へ進学することをやめ、一部の有名私立高校や付属高校に流れ込み、私立ブームという新たな格差を作り出したのである。しかし、ここで最も注目すべきことは、学校群制度が様々な批判を受け<sup>17</sup>、1981年に廃止されたにもかかわらず、現在においてもこのような、公立と私立への分化傾向は、従来にも増して強まっていることである<sup>18</sup>。

つまり、有名私立高校の地位が公立高校よりも序列上、優位に立ち、社会的にも高い権威（ブランド力）をもつようになったのである。有名私立高校ブームは、それ自体、問題ではない。私立は公立よりも高い授業料を負担するのが一般的である。有名大学への入学、とりわけ東京大学への入学の可能性が高いエスカレーター式、私立中高一貫学校に人気集中する限り、受験生の両親の階層性、つまり経済力の多寡が強く働く可能性をもっている。東京大学「2008年学生生活実態調査の結果」<sup>19</sup>によれば、1984年から2008年までに、「上層ノンマニュアル」<sup>20</sup>の子弟が一貫して70%を占めており、出身高校においても、中高一貫型の私立高校が53.3%と高い割合を占めていることがそれを裏付けている。

このように、学校群制度の実施による私立高校ブームと公立高校離れといった現象は、日本全国の大学進学地図を大きくゆりかえ、教育の機会均等の問題を再考させるきっかけになったのである。

では、韓国の場合、学校群制度、つまり「高校平準化」政策以降の学校間格差及び序列関係にはどのような変化があつたのだろうか。

以下の図は、ソウル大学合格者数を高校別に表したものである。

ソウル大学合格者出身校（上位20校）

順位	2004年	2006年	2011年
1	○ ソウル 芸 高 87 人	○ ソウル 芸 高 88 人	○ 大元外国語高 70 人
2	○ 大元外国語高 57	○ 大元外国語高 65	○ 世宗科学高 49
3	○ ソウル科学高 40	○ 明 外国語高 43	○ 漢城科学高 46
4	○ 明 外国語高 38	○ ソウル科学高 37	○ 龍仁外国語高 44
5	○ 大一外国語高 38	○ 仙和芸高 33	○ 韓国科学英才学校 41
6	書 峴 高 33	○ 国 楽 高 27	○ ソウル科学高 37
7	○ 安養外国語高 32	○ 韓国科学英才学校 27	○ 大一外国語高 36
8	京 畿 高 31	徽 文 高 25	△ 民族史観高 34
9	○ 仙和芸高 30	永 東 高 23	○ 明德外国語高 34
10	○ 漢城科学高 25	△ 安山東山高 23	△ 安山東山高 33

17 学校群制度によって、伝統的な進学校の一部はくずれたが、学校レベルに応じて学校群を編成したため、学校間格差が学校群格差におきかえられた。また、遠くの学校にまわされ通学できないこと、塾や予備校通いがその後増えているといった問題から廃止となった。国民教育研究所及び木下春雄編『高校入試制度の改革』労働旬報社、1988年、p.173。

18 東京都は、平成15年度から学区制を完全に廃止し、現在では、単独選抜制度による選抜が行われている。

19 「2008年学生生活実態調査の結果」『学内広報』東京大学広報委員会、2009年12月4日号、No.1393。

20 上層ノンマニュアル：医師、弁護士、大学教授などの専門職や大企業、官公庁の管理職及び、中小企業の経営者。荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』中公新書、1995年。

11	世光高	25	世光高	23	△象山高	31
12	大邱大倫高	24	○漢榮外国語高	21	△浦項製鉄高	30
13	○漢榮外国語高	23	中東高	19	○高陽外国語高	28
14	徽文高	22	○漢城科学高	19	○漢榮外国語高	27
15	○国楽高	22	現代高	19	○安養外国語高	22
16	永東高	22	徽新高	19	公州韓一高	20
17	△安山東山高	21	大邱大倫高	18	中東高	20
18	世和高	20	○京畿科学高	18	徽文高	17
19	中山高	19	中山高	18	△現代青雲高	14
20	檀大附高	19	△浦項製鉄高	17	大邱大倫高	11

注：○印=特殊目的高，△印=自律型私立校，無印=一般高  
出典：朝鮮一報新聞資料に基づき筆者が作成。

韓国の場合、明確なソウル大学合格者数の高校別ランキングを公表することをこれまで避けてきた。明確な資料が新聞社によって公表されるようになったのは、2000年代に入ってからのことである。上に掲げた表が2004年以後であるのはそのような事情があるためである。

学校群制度の補完策として設立された特殊目的高校（1983年）の存在も1990年代に入ってから本格的に広がった。そういった事情が介在するため、ここでは、2000年代の資料を用いて分析を進める。

韓国の場合、学校群制度の下で徹底した教育の「平等」化が進められてきた。学校群制度は、基本的に現在においても続いて機能している。韓国の学校群制度（高校平準化）は、私立と公立高校すべてを対象にした、日本より徹底的な平等的、平準的改革であった。このことで、日本の学校群制度実施後に発生したような、私立と公立の両極分化の傾向は免れた。つまり、韓国の政策は私立学校ブームといった経済的格差による不平等問題の発生を強く規制したともいえる。しかし、実質的にはそうではない。上記の図がそれを裏付けている。【図2】が示している通り、ソウル大学合格者数の高校別ランクの中で、「高校平準化」政策を取っている一般高校の存在はほとんど見られない<sup>21</sup>。その代わりに「高校平準化」政策から外れている特殊目的高校及び自律型私立高校が圧倒的な比率で合格者を排出している。特殊目的高校及び自律型私立高校については後に説明をする。「高校平準化」政策実施以降、かつての有名高校をめぐる受験競争は緩和され、学校間の格差は解消された。学校群制度の中での学校選択権の自由は乏しくなったが、一方で高校入試試験をめぐる激しい競争はなくなり、学校間格差は縮まり、一流高校も三流高校もなくなった。しかし、多くの研究者や教育関係者の指摘の通り、これはすべての学校が二流化したことを意味する。

保護者や教育専門家たちの間に、高校平準化政策による学力低下の批判と疑問の声が高まったのも当然のことである。こうした学力低下に対する不満と批判は、高校教育への不信感をもたらし、結果、これまでに増して異常な課外学習ブームが現れた。

このような不満と批判を受けて、教育科学技術部（当時の文教部）は、その補完策として特殊目的高校と自律型私立学校を取り入れるに至る。

このような方針は教育法の中にも現れた「英才教育」の方針、つまり、国家に必要な高い能力をもつ人材の育成への方針が、学校群制度の中にも組み込まれたと考えられる。結論からいえば、「高校平準化」政策の補完策として導入された特殊目的高校と自律型私立高校が、日本の私立高校と同様の機能を果たす結果をもたらした。

21 ランクには入っていないが、ソウル所在の一般高校においても、ある特定地域に属している学校群に関しては、ソウル大学を含め、有名私立大学に数多くの合格者を出していることだけは指摘しておきたい。つまり、富裕層が集まっているソウルの一部の地域（いわゆる江南8学群）において、学校群の格差が存在していることである。

韓国の「高校平準化」は、特殊目的高校と呼称される「英才教育」を実践する学校と、自律型私立高校と呼称される学校制度を戦略的に増設した。「高校平準化」政策における特殊・英才教育は、科学高校・外国語高校・芸術高校といった国家に必要な高度な専門的教育を中心に行なう特殊高等教育機関の設立を奨励し、実践した。これらの学校は、独自の選抜試験を行い、学区にかかわらず、優秀な人材を優先して選抜することができる。つまり「高校平準化」の対象外の学校制度ということである。ここで独自の選抜試験と言ったが、実質的には、知識量を点数化して、成績の順に編成するにすぎなかったのである。

とくに、最近では、自律型私立高校の存在が大きくなったのも指摘しておかなければならない。自律型私立高校は、特殊目的高校とは若干性格が異なるが、優秀な人材を優先的に選抜できるという点においては共通している。しかし、自律型私立高校は、明らかに経済的負担が大きく、一般高校の2倍から5倍の学費を負担しなければならない。そこには、親の経済力が強く働くことはいうまでもない。

つまり、「高校平準化」政策の補完策として取り入れた特殊目的高校及び自律型私立高校の存在が、新たな学校序列関係や格差、教育の不平等の問題を生み出し、実質上、「高校平準化」政策が徐々に崩れていることを意味しているのである。

このような傾向（高校平準化政策の崩壊）にさらに拍車をかけたのが、高校内申書の絶対評価への転換である。

2011年12月13日、教育科学技術部は、絶対評価を基本原則にしている現行の中・高等学校の内申書における成績評価方法を改善・廃止することを打ち出した<sup>22</sup>。その代わりに、教育課程が定める達成基準によって成績を評価する、いわゆる絶対評価の導入を明示した「中等学校学事管理先進化法案」<sup>23</sup>を発表したのである。内申書の成績評価に適用されている現行の相対評価が、わずか1点の差によって評価が下がってしまうこと、このことが生徒の教育達成への意欲を下げる可能性が高いこと。また、集団の中で相対的な序列関係を作り、生徒の間に競争的人間関係の雰囲気を作り出していることなどが主な改訂の理由であった。絶対評価は、教育上、極めて望ましい評価原理であろう。問題は、これまで「高校平準化」政策を支えていた相対評価の原則が、絶対評価の導入によって、学校間格差・学校間序列関係をむしろ拡大してしまう可能性が極めて高いことにある。具体的にいえば、韓国の場合、日本とは異なって、大学入試試験において高校内申書の成績が、大学によって内申書の適用比率は異なるが、重要な選抜基準として機能している。問題は内申書の評価を絶対評価にすることによって、特殊目的高校と自律型私立高校といった学校が、一流大学への入試に確実に有利な位置を占めることが予測されることである。つまり、絶対評価の実施は、「高校平準化」政策のねらいとは正反対の、一般高校と特殊目的高校の格差をますます拡大させ、序列関係を形成してしまうのである。韓国の「高校平準化」政策が実質的に崩れていると言っても過言ではないだろう。今後、韓国における高校問題を注目せざるを得ない所以である。

## おわりに

1960年代後半から1970年代にかけて、韓国・日本の両国とも、過剰な受験競争を緩和し、学校間格差をなくすために、学校群制度を導入した。しかし、教育システムの均等化が必ずしも教育の平等化と同一化を意味していたわけではなかった。すなわち、教育改革において、「平等化」の原則が制度として実現される際、その実態においては、予測しない現象が浮上し、新たな不均衡・不平等を生み出したのだった。なぜなら、そこには、階級構造と教育システムが複雑な形で対応し、存在していたからである。

22 教育科学技術部は、2004年「2008年大学入試制度改善案」において、絶対評価から相対評価へ転換することを発表した。絶対評価による高校内申書評価が、試験の難易度の相違によって大きく変わることを悪利用して、大多数の学校が、低いレベルの試験問題を出题し、内申成績を有名無実化させたことに対する批判が強かったためであった。しかし、わずか4年で相対評価の実施を廃止し、絶対評価へと逆戻りしたのである。「中等学校学事管理先進化法案」では、こうした事態を防ぐために、筆記試験の点数と標準偏差の成績を表記した上、それに基づき、A～Fの6段階の絶対評価を行うことを発表した。つまり、相対評価の要素を加味した絶対評価による評価方法なのである。

23 この方針により、一般系高等学校の場合は2014年度から、中学校と特性化高等学校は、2013年度から絶対評価が適用されることとなった。

教育制度は、社会に対する人々の意識を形成し、その意識は、初めは一時的なものであるが、その後の価値観や生き方を規定する。さらに、一度形成された人々の意識は、教育制度が変わってもそう簡単には変化しない。教育制度の改革が行なわれても、それが直接、社会改善につながらないのは、そのためである。たとえば、制度が変わっても学歴社会そのものは変化しない。つまり、教育制度には保守的な性格が根深く存在しているのである。学校群制度が廃止されたにもかかわらず、私立学校のブームがむしろ強まっていることが実際にそれを証明しているだろう。

高校入試選抜システムの大きな改革は資本主義社会の競争原理を鋭く反映する。高等学校教育が大学進学と密接な関係にある限り、そして韓日におけるソウル大学、東京大学を頂点とする知のヒエラルヒーが改善されない限り、(その改善はほぼ不可能であると思われる。) 高等入試選抜システムの根本的な解決は、さらなる今後の課題であろう。

現在の不況下における少子・高齢化社会の動向を見据えながら、過去に実施した教育改革の反省を踏まえた入試選抜システムのさらなる改革が求められる所以である。アジアを代表する先進国である韓日両国の政治、経済、社会、文化の変化と高校入試選抜システムがどのように関係し、いかなる展開を示すのか、今後もその動向に注目していきたい。

## 【参考文献】

### 〔日本語文献〕

- 阿部洋「韓国の中高等教育改革－中学校無試験試験制度の実施をめぐる」『アジア経済』Vol.12, No.8, 1971年。
- 天野郁夫『日本の教育システム－構造と変動』東京大学出版会、1996年。
- 天野郁夫『学歴の社会史』新潮社、1992年。
- 天野郁夫『教育と選抜』（教育学大集1－35巻）第一法規出版、1982年。
- 有田伸『韓国の教育と社会階層－「学歴社会」への実証的アプローチ』東京大学出版会、2006年。
- 有田伸「韓国社会における課外授業問題と『7. 30 教育改革措置』」『年報地域文化研究』第2号、1999年。
- 有田伸、藤田武志、中村高康『学歴・選抜・学校の比較社会学－教育からみる日本と韓国』東洋館出版社、2002年。
- 石川裕之『韓国の才能教育制度－その構造と機能－』東信堂、2011年。
- 石川裕之「韓国の才能教育における科学高校の受験名門校化に関する研究－「平準化」制度との関連に注目して」『比較教育学研究』第31号、日本比較教育学会、2005年。
- 稲葉継雄「韓国の高校改革－『高校平準化』を中心として－」教育と医学の会編『教育と医学』慶應通信、1993年8月号。
- 奥武則『むかし〈都立高校〉があった』平凡社、2004年。
- 伊藤純『東京都立高校における学校群方式入試制度の考察：学校格差是正の視点からの調査研究』東京出版社、1971年。
- 潮木守一『学歴社会の転換』東京大学出版会、1978年。
- 馬越徹『現代韓国教育研究』高麗書林、1981年。
- 馬越徹「学校教育の質的転換に向けて－韓国の場合」『比較教育学研究』第16号、日本比較教育学会、1990年。
- 小内透『教育と不平等の社会理論－再生産論をこえて』東信堂、2005年。
- 小内透編『教育の不平等』（リーディングス全10巻日本の教育と社会）日本図書センター、2009年。
- 金子元久「教育機会均等の理念と現実」『教育社会学研究』第42集、1987年。
- 片山清一『資料・教育基本法』高陵社書店、1974年。
- 荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ－学歴主義と平等神話の戦後史』中公新書、1995年。
- 荻谷剛彦『階層化日本と教育危機－不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂、2001年。
- 教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会編『教育基本法改定案を問う－日本の教育はどうか』学文社、2006年。

- 金志英「韓国の高校平準化政策との関連から見る高校多様化—特殊目的高校の登場の二つの流れ『特殊目的型』と『進学校型』を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第49巻、東京大学大学院教育学研究科、2010年。
- 金志英「韓国の〈高校平準化政策〉の導入による学校間序列の変化について」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第51巻、東京大学大学院教育学研究科、2011年。
- 金美蘭「韓国における高等教育機会と学歴社会の構造に関する社会学的考察—社会階層とジェンダーを中心に—」東京大学大学院教育学研究科博士論文、2000年。
- 国民教育研究所・木下春雄編『高校入試制度の改革』労働旬報社、1988年。
- 清水義弘著作選集『第三巻 入学試験—選抜から教育へ』第一法規出版、1978年。
- 竹内洋『日本のメリトクラシー』東京大学出版会、1995年。
- 東京大学広報委員会「2008年学生生活実態調査の結果」『学内広報』No1393、2009年12月4日号。
- 東京都立教育研究所『学校群制度の現状と課題—学校群制度の調査研究』1975年。
- ピエール・ブルデュー・パスロン『再生産』藤原書店、1991年。
- ピエール・ブルデュー『ピエール・ブルデュー超領域の人間学』藤原書店、1990年。
- 藤田英典「学歴主義の社会学」（天野郁夫編『教育への問い—現代教育学入門』）東京大学出版会、1997年。
- 室井力・鈴木英一編『教育法の基礎』青森書院新社、1987年。
- 室井力・川合章編『教育基本法—歴史と研究』新日本出版社、1998年。
- 新堀通也編『学歴—実力主義を阻むもの』ダイヤモンド社、1966年。

## 〔韓国語文献〕

- カン・ヨンヘほか『高校平準化政策の適合性研究』韓国教育開発院、2005年。
- 강인수「高校平準化制の憲法適合性の検討」『教育行政学研究』20集4号、2002年。
- 강태중ほか『高等学校体制改編に関する政策研究』韓国教育開発、1999年。
- 教育部『教育五十年史』教育部、1998年。
- 金榮和『韓国の教育と社会』教育科学社、2000年。
- 김윤태ほか『高校平準化政策の評価研究：1次年度報告書』韓国教育開発院、1978年。
- 김윤태ほか『高校平準化政策の評価研究：2次年度報告書』韓国教育開発院、1979年。
- 김현진「高校平準化と私教育費支出の関係分析」『韓国教育』31集1号、2004年。
- 教育改革委員会『韓国教育改革百書1994～1998』教育改革委員会、1998年。
- 박부권『高等学校平準化制度の改善研究』韓国教育開発院、1990年。
- 윤정일ほか『韓国の教育政策』教育科学社、1991年。
- 윤종혁ほか『高等学校平準化政策の適合性研究Ⅰ』韓国教育開発院、2003年。
- 윤종혁ほか『高等学校平準化政策の適合性研究Ⅱ』韓国教育開発院、2004年。
- 이혜영ほか『韓国近代学校教育百年史研究Ⅱ』韓国教育開発院、1997年。
- 이혜영ほか『韓国近代学校教育百年史研究Ⅲ』韓国教育開発院、1998年。
- 정영수『韓国教育政策の理念：国家発展と教育Ⅱ』韓国教育開発院、1986年。
- 정영수ほか『韓国教育政策の理念』韓国教育開発院、1987年。
- 鄭泰秀『7.30教育改革』叡智閣、1991年。
- 최상근ほか『私教育の実態及び私教育費の規模分析』韓国教育開発院、2003年。
- 韓国教育開発院『韓国の教育と国家発展』韓国教育開発院、1997年。
- 韓国教育開発院『統計でみた韓国教育の足跡』韓国教育開発院、1997年。
- 韓国教育開発院「自律型高等学校制度導入に関する公聴会資料」2000年。
- 韓国教育三十年編纂委員会『韓国教育三十年』文教部、1980年。
- 함인희ほか『高校平準化政策の社会的な影響分析』教育人的資源部、2004年。